

## 消費税率引上げによる地方消費税の社会保障施策への活用(平成27年度決算)

消費税率の引上げによる地方消費税の増収分は、消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に充てることとされています。

加西市では、平成27年度の消費税交付金の増収分(352,922千円)を次の社会保障施策(6,493,195千円)の財源として活用しました。

(千円)

区分	事業費	特定財源			一般財源		
		国庫	県費	その他	地方消費税(増収分)	その他	
社会福祉	生活保護 (生活保護費支給等)	346,899	290,712	6,010	800	4,421	44,956
	児童・母子福祉 (保育所運営費等)	1,694,980	703,470	250,934	145,360	53,297	541,919
	高齢者福祉 (高齢者入所支援等)	76,866	0	23,047	2,350	4,609	46,860
	障害者福祉 (自立支援給付費等)	991,071	409,866	197,927	91,646	26,113	265,519
	福祉医療 (こども医療費助成等)	291,919	0	91,401	0	17,955	182,563
社会保険	国民健康保険 (繰出金)	289,410	47,408	145,944	0	8,601	87,457
	後期高齢者医療 (繰出金)	1,192,026	1,161	102,745	22,110	95,453	970,557
	介護保険 (繰出金)	646,295	6,293	1,622	0	57,162	581,218
保健衛生	医療施策 (加西病院補助等)	804,880	0	0	0	72,070	732,810
	予防・健康増進対策 (予防接種助成費等)	158,849	719	644	9,614	13,241	134,631
合計	6,493,195	1,459,629	820,274	271,880	352,922	3,588,490	